

History on the rord and Hiraizumi Fujiwara clan : Area recognition in the modernized world and Hiraizumi Fujiwara clan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡, 陽一郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24830

道路由緒としての平泉藤原氏——近世における地域認識と平泉藤原氏観——

岡 陽一郎

はじめに

地誌を始めとする近世資料には、藤原秀衡の名を冠した秀衡街道の類いの道路や、彼の利用を伝える古道の記事が載るものがある。ただし内容のほとんどは、中世前期の同時代の文献資料では確認が叶わない。同じ傾向は、やはり近世人が古道と認識していた二つの道路、関東地方を中心に分布する「かまくらかいどう」や、旧仙台藩領内の「あづまかいどう」（近世資料における各道路の漢字表記は統一しておらず、本稿では原資料の引用を除き、平仮名で表記する）でも認められる。

「かまくらかいどう」や「あづまかいどう」と総称される一群の道路は、巷間で説かれるようなものにはあらず、近世人たちが同時代の幹線道路像や、時の権力による道路行政の姿を、身近にある古道に遡及させて作り出した、架空のものたちだった。そして道路からは、過去に列島の中央に直結していた道路の物語により、沿道の抱える目下の欠点を補完し、地域評価の向上に繋げようとの目論見

が看取できる。⁽¹⁾

二本の道路との類似性により、秀衡関連の由緒を持つ道路にも同じ事情が予想された。よって本稿では、当該道路の分析を通じ、沿道住人の地域認識の検討を図る。作業過程では近世人の秀衡、あるいは平泉藤原氏観を取り扱うことになるが、もし対象に地域評価の向上に益する要素が認められたとしたら、そのような存在を抱える中世社会と、そうではない近世社会との対比を通じ、双方の時代性や沿道の特徴が抽出できるだろう。同時に平泉藤原氏の性格に関する、新たな知見の獲得も期待できる。

地域評価材料としての古道

天明八（一七八八）年に江戸幕府巡見使の随員として、奥羽地方を旅した古川古松軒の記録が『東遊雜記』である。訪問先への彼の眼差しは厳しく差別的ですらあり、「辺土」・「辺鄙」という表現を各所で目にする。彼が土地を評価する際の基準の一つに、中央（江戸）との距離がある。宇都宮（栃木県宇都宮市）から北上時の「宇

都宮よりはころろとせる石道にて、並木もようやく絶々になりて、左右の人家もいよいよ侘しく、人物・言語なども次第次第に劣り行くなり」や、帰途通過した府中（茨城県石岡市）での、「水戸よりの街道筋はよき道にて往来も繁く、江戸に近き土地ゆえ、万事よく似て俗ならず」との文章には、江戸からの道路距離に比例して、沿道の文物は劣化していくとの見方が示されている。橘南谿も陸奥国の南部地方を指し、「日本東北の極まりゆえ、殊に野鄙なり。」（『駿河の名』『東遊記』後編巻二）と、似た感想を発しているように、この種の認識は珍しいものではなかった。

先進で洗練された中央と、対極の存在としての地方の構図は、地方を指す田舎や在郷などの言葉が表現する状況や、これらの言葉を使わ接頭語にした、例えば「田舎大臣」や「在郷者」などの言葉の使われ方に明らかである。「田舎乳母駕籠で二三度へどをつき」（『柳多留』三）の文脈に田舎への蔑視を認めるのは容易い。

このような構図は、列島の中央対地方の枠組みに終始しない。地方でもその地方の中央たる都市と、自余の土地との間には、同じ枠組みが設定される状況もある。特定の地域の住人を世間知らずや非常識として嗤う、「愚か村」と呼ばれる系統の昔話は、その好例である。「愚か村」とされる土地は、有名なものだけで全国に三十五か所を数え、いずれも僻遠の山中に位置し、話は商行為を始めとする町の商人との交流過程で発生、拡散したという。⁽²⁾ こうした村の一つ、増間村（千葉県南房総市増間）は房総半島南端中央部の山間地にあり、安房郡を中心として、主に木更津以南の地域では、「愚か

村」としての同村が語られていた。⁽³⁾ 列島の中央にすれば、安房郡自体が鄙に相当するのだから、中央が増間村を愚か村と認定したのではない。そもそも彼の地で増間村がどれだけ知られていたか疑問である。増間村を愚か村としたのは、直接・間接的に村を知る、木更津以南の地域の人々だった。

飯倉義之氏によると、増間村を「愚か村」とする記録上の初見は、天保四（一八三四）年に上総国今関村（千葉県いすみ市今関）の医師、田丸健良が記した『房総志料続篇』である。⁽⁴⁾ 地理や交通環境と、これらに起因する交流の多寡をもって、地域内の土地を格付けする行為は、本稿が扱う時代には成立していたことを押さえておこう。

「かまくらかいどう」や「あづまかいどう」伝承地は主要幹線道路、特に列島の中央に直結する道路の通過地と重ならない場合が多々ある。服部英雄氏が紹介する、長野県の乗鞍岳山麓や岐阜山間部の「かまくらかいどう」の事例になるや、伝承地は焼畑や養蚕、炭焼きなどを主産業とする僻陬の山村であり、道路も尾根道だった⁽⁵⁾。かかる交通環境がもたらす不利益や、他所との不均衡に、地域住民が気付かなかったとは考えにくい。列島の中央だった鎌倉や、名目上は鎌倉より上位権力の所在地たる京都に向かう道路がつて存在した。との物語は、過去とはいえ、現時点での列島の中央に繋がる主要幹線道路の通過地と等しい性格を土地に付与した。これは他所との差別化や、土地の評価を高める材料になるものだった。以下、秀衡関係の所伝を持つ土地を取り上げ、上記の視点から検討を加える。最初は陸奥国の事例である。

陸奥国の秀衡街道

南部氏は、領内を通と呼ばれる行政区画に分け、各通に設置した代官所を通じて領内支配を実施していた。通の一つ沢内通は、藩領西端に位置し、奥羽山脈の懷に抱かれた川舟・猿橋・太田・前郷・新町・大野・湯田の七カ村から構成される(図1)。今日の行政区分では、岩手県和賀郡西和賀町に属する地域である。

明和から寛政年間(一七六四〜一八〇二)頃に成立した、南部領を対象にする『封内鄉村史』⁶⁾、同藩士の高橋子積(元禄十三(一七〇〇)〜天明元(一七八二)年)が物した『沢内風土記』⁷⁾には、沢



図1

内通に「秀衡街道」なる道路があった旨が記されている。そして今日でも、現地には同名の道路が残されている(図2・写真1)。

史料① 『封内鄉村史』(巻一 高山部)

○白木山峠 同上

此山以嶺上東西表裏爲兩國界限矣。以山尾爲往還也。東嶺下有南部関所称越中畑。西嶺下有佐竹関所号小松川。是奥羽道也。然甚險阻不容易。亦從是南巢郷有古往来道名秀衡街道最平夷也。然遷遠故後世闢白木嶺道云。至今此地制册止建巢郷一所。是其所以也云。

史料② 『沢内風土記』

其四 唯巢郷一条平易而通于同郡黒沢也。嘗称之秀衡街道。当初巡国往還乎。

史料①は、巢郷にある陸奥・出羽両国を繋ぐ古道を秀衡街道とし、平坦な道程でも迂回になるゆえ、後年に白木峠を越える街道が開かれたと続く。史料②には、秀衡街道は巢郷(西和賀町巢郷)から秋田藩領の黒沢(秋田県横手市山内黒沢)に通じるとあり、秀衡の巡国の道路かと推測が続く。

史料①に登場する白木峠は『義経記』に登場していて、「金沢の城」から敗走した阿倍貞任(ママ)が「白木山」を越え、「衣川の城」に籠もったとある(巻第一「吉次が奥州物語の事」)。白木峠の存在は、『同』が成立した南北朝から室町時代初期の時点で、広範囲に認知されていたことがわかる。

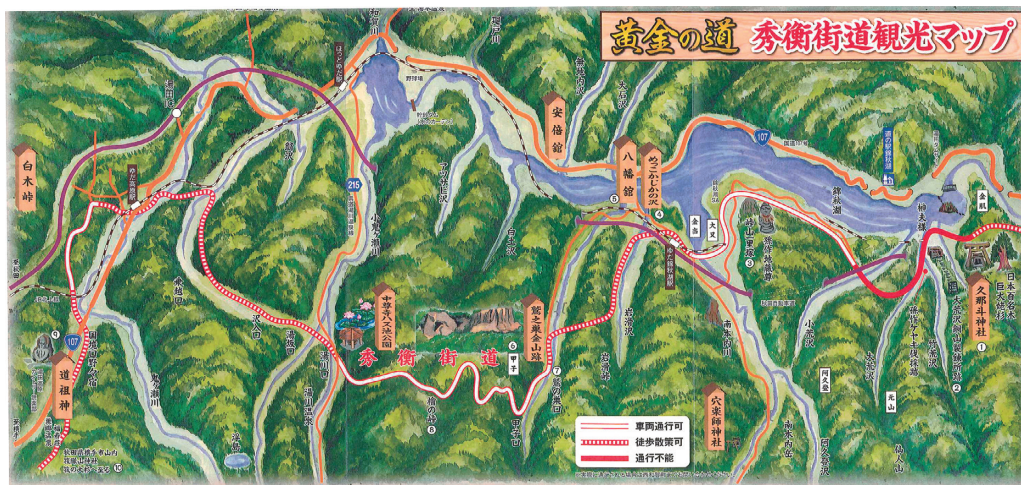


図2

(西和賀町ホームページ https://www.town.nishiwaga.lg.jp/kanko_event/miru/2038.html による)



写真1

史料①にあるとおり、秀衡街道は白木峠の開削以前、陸奥・出羽両国を連絡していた道路とされていた。通過地の巢郷は時の朝廷が対蝦夷政策として封鎖した、陸奥・出羽を結ぶ五本の道路の内の一つ、大菅屋道（『続日本記』宝亀十一年十二月十日条）の通過地に擬せられている⁽⁸⁾。ために秀衡街道の道筋自体は、八世紀後半まで遡上する可能性こそあっても、平泉藤原氏誕生以前の時代なのだから、この時点では平泉を目的地とするものではない。そして平泉藤原氏時代を迎えても、道路が平泉に向かうべく再編された歴史や、具体的利用を語る同時代資料はない。

秀衡街道の名称も、同時代資料には確認できないが、当該期の資料には、地域の支配者の実名が道路名に冠される例は見出しがた

い。しかも中世前期の幹線道路の呼称としては大道が一般的であり、街道の語が一般化するのは、史料①・②が成立した近世という時代である。よって秀衡街道の名称や道路に伴う伝承は、近世の所産と判断する。前述のように、近世人は同時代の道路のありようを、中世前期の道路に遡及させて捉えていたから、史料②にある「当初巡国の往還乎」の一節は、藩主や幕府巡見使の領内巡視を、過去に置換したと捉える。

しかし秀衡街道に言及した先行者たちは、史料①②に信を置いていた。⁽¹⁰⁾ 地域の歴史上の当該道路は、無批判の裡に古代と近世の幹線道路との間に収まり、平泉との往来は歴史的事実となっている。ただし管見の限り、西和賀町から平泉間の地域を対象にした近世地誌―南部領分は先述の『封内郷村史』、仙台領分は『封内風土記』や『安永風土記』などで秀衡街道関連伝承が確認できるのは、西和賀町域のみである。他所では道路の記憶は早くに忘却されていた結果との見方もできるが、本稿では西和賀町域固有の事情に原因を求めらる。

【秀衡街道にみる中央と地方】

南部領内の最重要幹線道路は、藩府盛岡を通過して領内中央を南北に貫き、江戸へと向かう奥州街道である。むろん、沢内通は当街道に直接接続していない。沢内通の幹線道路としては、南部・秋田各領を繋ぐ秋田街道・仙北街道などと呼ばれたものがあつた。これは奥羽山脈を越える険路であり、双方の中心都市たる盛岡・久保田

との連絡には、他の道路の利用が要つた。もう一筋、雫石（岩手郡雫石町）経由で盛岡に向かう街道もあつたが、雫石との間には山地が立ちふさがる。

なお、当地は名にし負う豪雪地帯であり、冬期の積雪は外部との連絡を遮断した。『沢内風土記』は、この状況を「天牢雪獄」と表現するほどである。他にも『同』は、六月末から七月下旬にかけての山蛇の凄まじさが通交の障害になると述べる。当地の地域評価には、これらの影響も考慮する必要がある。⁽¹²⁾

南部領内での沢内通の評価は、代官所の格付けに現れている。各代官所の中で沢内通の格付けは、野田通・七戸通・野辺地通・田名部通と並び、下位に位置付けられる（『雑々秘録』）。とはいえ沿岸部の野辺地と田名部は、年貢以外に運上や諸役の収入があり、野田通はこれに次ぐとされる。残る沢内通と七戸通のうち、七戸通には奥州街道が通り、藩府のある盛岡、さらに江戸と直結していた点を考慮すると、沢内通代官所の格付けは最下位に相当しよう。

『沢内風土記』著者の高橋小積は、元々宮古代官所の下役であり、仕事に落ち度ありとして、宝暦十二（一七六二）年に沢内代官所に配属された経歴を持つように、⁽¹³⁾ 当地は藩士の左遷先だつた。さらに当地は犯罪人の追放先でもある。南部藩の法典である『文化律』の「御仕置仕方事」によると、追放先は罪の軽重により、居住する町や村の外に追放する所から、下北半島の田名部通牛滝村（青森県下北郡佐井村）への「重キ追放」まで、七段階に分けられており、沢内通は「重キ追放」に次ぐ「遠追放」の土地となっている。そし

て寛文十三（一六七三）年から慶応四（一八六八）年の間に、当地には百六十九人が追放されている。⁽¹⁴⁾左遷先には現状よりも低い地位、あるいは不便な土地が選ばれる。かたや対象者を共同体の周縁、あるいは外部に送る刑罰が追放刑である。南部領の中央にいる藩当局の人々にとつての沢内通は、こうした土地だった。

外来者の小積の目に映った当地は、「辺鄙有不良之俗夷狄之風而且苦寒之陰地」であり、住人の生活は、「唯可憐者辺民也。終歲遂無所以娛耳目樂心意」（『沢内風土記』）、そして「是以自然人々衣食住不生奢侈之情。曾不見聞故也」（『同』）というものだった。彼は原因を、外部との交流の少なさに求めている。

ただし、沢内通は外部から完全孤立した土地ではない。衣食住の面では、主に出羽側からの物資搬入があった。また、湯田の温泉は、『沢内風土記』に「年々夏秋之間羽州之四民老少男女僧侶共絡繹而来往浴者二三千人。（略）最旅人常不絶焉。」とあり、外部の人々を集めていた。さらには左遷や追放で送り込まれた人々もいたのだから、外部との交流の過程で、彼我の土地との比較や、子積が抱いたような感想に、現地の人々が接する機会があったと判断する。それが住人の劣等感や、反発を呼んだ可能性もある。当地にも「かまくらかいどう」や「あずまいどう」の誕生と同根——歴史を材料に地域評価の向上を図る——の下地は用意されていたのである。

沢内通の評価に繋がる諸要素の内、地理や自然条件以外は人為的なものである。左遷先や追放地もそうだが、藩府盛岡との距離や、交通体系上、あるいは藩内での位置付けは、近世の幕藩体制下での

南部氏治世の産物である。よって同体制と南部氏が存続する限り、状況が改善される見込みは薄い。そこで住人たちは、地元の優秀性を過去に求め、新たな評価材料を発掘したと予想する。⁽¹⁵⁾そのひところ道路の由緒だった。

【近世人の秀衡観】

南部氏領となる以前の沢内通は、鎌倉幕府御家人の系譜に連なる和賀氏の勢力下であり、遡っては平泉藤原氏、清原氏、安倍氏の勢力圏の一面をなしていた。従って古道の由緒付けの対象には複数の候補がいたが、平泉藤原氏を選ばれたのは、彼らが南部氏より上位の存在と認識されていたためである。南部氏の作り出した諸々の状況は、彼らより上位の権力をもって、初めて上書きできるからである。

ちなみに近世人の平泉藤原氏観には、同氏と同時代の中央貴族の日記に現れる異民族視と、これに起因する蔑視は目立たない。むしろ「鎮守府將軍藤原秀衡公」（『安永風土記』八幡村）、⁽¹⁶⁾「前鎮守府將軍基衡室」（『同』毛越寺）、⁽¹⁷⁾「鎮守府ノ將軍陸奥ノ守奥羽両州ノ押領使從四位上少將藤原ノ朝臣秀衡入道」（『かすむこまかた』⁽¹⁸⁾）のように、奥羽両国の公的な支配者とする、肯定的な見解が目立つ。当然、彼らの住む平泉は、二ヶ国の首都ということになる。庶民教育の教科書として作成された往来物の一つ、『平泉往来』⁽¹⁹⁾では、「抑平泉は、奥羽両国の太守前鎮守府將軍、藤原秀衡が居館の地也」とされている。『平泉往来』は一関の千葉新助、仙台の伊勢屋半左衛門の合梓であり、主に仙台藩領内で用いられたと推測されるが、先のような

平泉藤原氏像は、地域教育の場を通じ共有されていたのだった。

藤原秀衡は鎮守府將軍（『玉葉』嘉応二年五月二十七日条）、陸奥守（『同』養和元年八月十五日条）への任官により、陸奥国の軍事・行政の頂点の地位を中央権力から公認されている。さらに鎮守府將軍任官を父や祖父に遡及させ、三代続いたの鎮守府將軍と見做す見方も、少なくとも泰衡期には生まれていたことが『吾妻鏡』から判明する（『吾妻鏡』文治五年九月七日条）。かかる見解は『同』の普及や、研究者による利用を通じ近世社会に広がっていた。²⁰

対する南部氏は、この種の官職を得てはいない。上記の職のうち、押領使や鎮守府將軍職は近世には廃絶し、残る陸奥守も有名無実化していたとはいえ、陸奥国の頂点を意味する当職は南部氏にあらず、同国最大の大名たる伊達氏の当主が優先的に任じられるようになっていた。さらには支配領域の広さも、平泉藤原氏と南部氏との間には開きがある。背景となる社会情勢や領域支配の仕組み、官職の持つ意味など、平泉藤原氏と南部氏を取り巻く時代背景は異なる。しかし支配領域の広さと官職の有無を単純に比較すると、前者の優越は明白である。これは奥羽両国の中心としての平泉と、陸奥国九郡の中心としての盛岡の差となつてもいる。

平泉藤原氏の優越は、安倍・清原・和賀の各氏に対しても同様である。例外として清原氏には、鎮守府將軍に任官した武則（『扶桑略記』康平六年二月二十七日条）がおり、この点は平泉藤原氏に比肩するものの、沢内通が属する陸奥国を管轄する、陸奥守の任官者はいない。加えて平泉藤原氏より勢力圏が狭いために選に漏れたの

だろう。

陸奥国の政治の中心としては古代以来多賀城、そして軍政府としての鎮守府があった。対して平泉は、陸奥・出羽二国を勢力に収めた平泉藤原氏の本拠地であり、都市の主人の管轄範囲の広さは、両地を超越する。二つの土地が古道の目的地にならなかつたのはその所為と考える。安倍・清原・あるいは和賀氏の本拠地も同じである。

以上の点から、沢内通の人々は地元の古道を、南部氏や盛岡よりも高次の存在に直結させ、その関係をもって地元を顕彰しようとしたと推理する。事実、平泉と盛岡を繋ぐ奥州街道は、系譜上は中世前期に存在した奥大道の後身に当たするため、理屈の上では沢内通は奥州街道沿いの土地と同格になっていた。

出羽国における秀衡関連道路

秀衡を奥羽二国の太守とし、彼を両国の公的な支配者とする認識に相応しく、彼の存在を語る古道は出羽国でも確認できる。本稿で紹介する事例では、道路の取り扱いをめぐる裁判の渦中で、一方が自らの歴史的正当性を主張する証拠として、平泉藤原氏が持ち出されている。そこには近世の地域社会での同氏観が反映されていた。

問題の言説は、陸奥国吉岡（宮城県黒川郡大和町吉岡）で奥州街道と分岐し、奥羽山脈を越えて尾花沢（山形県尾花沢市）に通じる、仙台街道²¹軽井沢越での荷物差し止め訴訟に絡み史料に現れる。訴訟の経緯は以下のとおりである。



図3

出羽国に入った仙台街道は、延沢（尾花沢市延沢）経由で尾花沢（同市尾花沢）に向かい、同地で羽州街道と合流していた。途中の延沢からは背中炙峠を越え、羽州街道楯岡宿（村山市楯岡）に至る道路が分岐しており（図3）、これを用いた物資輸送の是非が訴訟の発端だった。背中炙峠の利用は、尾花沢・土生田（村山市土生田）・本飯田（同市本飯田）三宿の取り扱い荷物の減少を招くという理由で、各宿は天保三（一八三二）年に、延沢による「横道背中あぶり越し商人荷物」の差し止めを尾花沢代官所に訴えた。いわゆる「背中炙峠一件」である。⁽²²⁾ 裁判は天保の飢饉で一端保留後、天保十三（一八四二）年に吟味が再開され、当該経路を御定賃金のない横道（脇道）と認定し、武家・商人を問わず荷物の継立の禁止と、峠付近の村の米や産物の輸送の差し止め判決が出た。しかし嘉永六（一八五三）年に先の尾花沢・土生田・本飯田の各宿と、延沢に新たに畑沢（尾花沢市畑沢）・細野（同市細野）を加えた三村の問題が再燃する。楯岡との売買の利潤で年貢を納めている三村は、背中炙峠経由の物資輸送を禁止しては、百姓が成り立たなくなると主張。併せて三村が宿郷村として附属する、尾花沢の日頃の非道も訴えた。その際、背中炙峠越の道路を横道と認定した過去の判決に異が唱えられ、当該道路こそ、古来陸奥・出羽を結んできた本道との主張が展開された。秀衡はこれに絡んで現れる。

史料③ 「背中炙峠一件書類と長瀨御陣屋日記」⁽²³⁾

此段惣内外七人返答奉申上候、右背中あぶり峠道筋之儀者、

往古奥羽国之太守秀衡公、平泉之居館江羽州之諸侯方往来之道

筋二相違無之、故二日本道中記行程記ニモ顯然たり、且又最上出羽守義光山形在城之砌者、延沢能登守右背中あぶり峠往来被遊、其後寛永年中鳥居左京亮様御領分之節、延沢銀山大二盛り山二付、家数四万八千軒在之、延沢村月六日市立、出銀背中あぶり峠を通り江戸表江搬（出力）立駄送仕、夫引継是迄商人荷物者勿論村々産物駄送仕来、全く横道二而者決而無御座候背中炙峠越えの道路を、出羽国から平泉に赴く諸侯が利用したとの主張は、裏付けがとれない。先述したような近世人の中世幹線道路観の下では、近世の参勤交代と、これに用いられる幹線道路の姿を、中世前期に遡らせた公算が大きい。

【古道の公益性】

資料③には、戦国時代から近世初頭にかけての山形城主だった、最上氏や鳥居氏の道路利用も記される。彼らの関与を述べ、道路が昔から一貫して公的な役目を担ってきたとの主張とみられる。殊に秀衡云々の言説は、道路に奥羽二カ国の首都への連絡路の役目を与えた。

「羽州之諸侯方往来之道筋」の表現からは、沿道の領主のみならず、出羽国の領主たちが広く利用する道路像が浮上する。近世の出羽国では、米沢藩を除く大名たちが羽州街道を参勤交代時に使っていた。参勤交代は幕府に対する役であるから、それに用いられる羽州街道は、同国内の他の道路よりも、公的な性格が濃かった。平泉藤原氏治世下の出羽国の諸勢力が、平泉との往来に背中炙峠越の道

路を使ったとする主張は、奥羽二カ国の最重要幹線道路に当たる羽州街道と奥州街道の連絡路だった仙台街道の、しかもその脇道扱いされていた道路を、過去とはいえ奥州・羽州両街道と同じ地位に引き上げていた。結果、背中炙峠越の沿道の村々は、歴史上ではこの二つの幹線道路沿いの村々に比肩する立場を獲得した。このように、出羽国側でも秀衡街道で確認したのと同様の操作による、地域評価の操作がなされていた。

下野国の秀衡街道

次は陸奥国の南に位置する、下野国の事例である。現在の栃木県大田原市蛭田には、周囲より一段低く、幅約七メートルの帯状の畑が続く箇所があり、秀衡街道と呼ばれている（図4・写真2）。木曾武元が享保十八（一七三三）年に上梓した『那須拾遺記』は、次の項目が立てられている。

資料④ 『那須拾遺記』

將軍道 鴻の山附近より、片平辺迄道形ありて、凡て幅十間余有り、俗に秀衡街道という。

資料④は当該道路に言及した最古の記録に当たり、遅くとも享保十八年には、秀衡街道の名称が成立していることがわかる。すでに述べた理由から、近世以降の命名と評価する。

平成八（一九九六）年に、秀衡街道の一部で発掘調査が実施され、古墳時代後期を上限とする、古代以降の道路跡と推定される遺構が



写真2



図4 ●印が秀衡街道

検出された⁽²⁵⁾。木本雅康氏はこれを『延喜式』以前の駅路と伝路を結び、連絡路と評価している⁽²⁶⁾。

しかし道路名称は、道路を古代ではなく、中世前期に利用されていたとの理解に基づいていた。今日の大田原市域を含む那須郡は、鎌倉と陸奥国とを結ぶ奥大道が通過し、鎌倉幕府御家人たる那須氏の勢力圏だった。よって当該期の道路と見做された時点で、当地からみて南、幕府のある鎌倉が目的地とされ、奥大道ないしは「かまくらかいどう」の名称を得る選択肢もあつた。それが当地では、北に位置する平泉に住まう秀衡に由緒づけられている。これは当地の南北道路の主眼は、北方との連絡にあつたとの意識の現れである。陸奥国に接し、その玄関口という、古代以来の那須郡の歴史的性格のなせる業だろう。

蛭田には、下野國中東部と陸奥国を結び、奥州街道にとっては脇街道のような立場にある、関通（関街道）という道路が通過していた。北方に位置する白河関に由来する道路名称からは、やはり陸奥国への志向が見て取れる。秀衡街道を北に延長すると、大田原市折橋付近で関通にぶつかり、その後関道は金子山という丘陵を横断するが、付近にも秀衡に因む、「秀衡山」・「秀衡窪」の地名がある⁽²⁸⁾。こちらにもまた、先の意識の産物である。

近世の那須郡での最重要幹線道路の奥州街道は、蛭田の西を北上し、大田原城下を通過するよう整備されたものであり、かたや関通は、奥州街道よりも古い道筋とされる⁽²⁹⁾。二つの道路をめぐっては、元禄八（一六九五）年に、蛭田村を含む関通沿道の村々と、奥州街

道沿いの村々との間で、奥州送りの荷物について相論が起きていた（「元禄八年 板戸河岸他十か村訴状」・「元禄八年十月 喜連川町他返答書」³⁰）。江戸と陸奥国を結ぶ道路が複数ある中、関通は古くから物資輸送を担ってきたとの関通側の主張に対し、奥州街道側は同街道こそ高札場のある正規の街道であり、朱印人馬・武家荷物・商人送り荷物は、奥州街道の利用こそ本来の姿と反論していた。

時の権力が認めた正規の道路か否かが歴史も証拠に争われ、さらに本道ではないと主張された側に、平泉に伸びるとされた街道がある点は、「背中炙峠越一件」を彷彿とさせる。当地でも、自らの土地の歴史や環境を、他所と比べる状況が起きていたのだった。かかる状況を受けての地元での過去への関心の高まりが、奥州街道よりも古い時代に因む道路名の誕生を促した可能性を指摘しておきたい。問題の相論は、『那須拾遺記』の成立を遡る二十八年前の出来事なのである。

ただし、当地の事例と先に挙げた事例との間には決定的な差異がある。他の事例は平泉藤原氏旧勢力圏内にあるのに対し、当地は同氏勢力圏外に位置するのである。そのような中、金子山の事例も含めて、彼の名前が選ばれているのは、彼が那須郡に何らかの関わりを持つと思われていた結果だが、平泉藤原氏の勢力圏外の事例なのだから、そこでの秀衡像は、彼の地と全く同じではないだろう。

【下野国における平泉藤原氏像】

那須郡小口村（現在の栃木県那須郡那珂川町小口）名主の大金重

貞によって、延宝年間（一六七三～八〇）に書かれた『那須記』は、那須氏の動向を軍記物語風に著した作品である。『同』には治承・寿永の内乱期に「奥州国司鎮守府將軍陸奥守藤原朝臣秀衡」が秋田三郎致文に命じ、二千の軍勢で那須郡西方に位置する塩谷郡に侵攻、塩原山城を攻撃したとの話が語られていた（巻一「塩原八郎籠城附頼政子息隠居言」）。

『那須記』には、伝承や内外の古典を基にした創作が含まれているとの指摘があり、現にこの話も、平泉側の紹介部分は『吾妻鏡』文治五年九月十七日条が材料になっているのが明白である。秀衡勢の塩谷郡侵攻を同時代資料で確認できないこともあって、純粋な歴史事実とは考え難い。

『那須記』では、塩原を「会津の通路、東の口ハ那須野に続きて芦野・伊王野・黒羽・大田原・佐久山・烏山より往還の地なり」と、下野国北東部の拠点と連絡した土地とする。秀衡はそのような土地に会津の軍士を籠もらせ、万一に備えさせようとしたという。興味深いことに、陸奥側にも平泉藤原氏の塩谷郡侵攻を語る資料が存在する。宮城県塩竈市の鹽竈神社が所蔵する『文治奥州軍記』には、鎌倉勢の迎撃のため、八十万騎をもって塩谷郡の喜連川（現在の栃木県さくら市喜連川）まで進撃したとの記事がある³²。

下野・陸奥国双方の資料における塩谷郡とは、平泉藤原氏勢力圏に隣接し、有事には安全保障上の要請から、彼らによる確保がなされる地域だった。当郡のかかる性格は、陸奥国と境を接する隣郡であり、奥大道を始めとした、彼の国との連絡路を擁する共通項を持

つ那須郡にも相当しよう。

事実、治承・寿永の内乱期の那須郡は、国境の山並みの先の広大な土地を押さえる平泉藤原氏の存在を強く意識し、その影響を受けていた。この状況は、当時の那須氏の動向からも読み解ける。当該期の彼らの動向は不明な点が多い上、特に奥州合戦に際しては、陸奥国に接する土地であり、鎌倉方の主力部隊の進撃路に所領を持つにも関わらず、彼らの活動は『吾妻鏡』には現れない。この点について入間田宣夫氏は、那須氏が平泉方だった、ないしは鎌倉方に非協力的だった可能性を指摘している。⁽³³⁾時代を下った慶長五（一六〇〇）年、関ヶ原合戦の前哨戦に当たる会津征伐には、那須郡の城郭は、陸奥国の会津を本拠にする、上杉方への最前線基地となっていた。こちらもまた、陸奥国勢力と直接対峙せざるを得ない、当地方の性格を語るものである。

で、あれば、先の『那須記』の話が創作だとしても、地域の歴史が反映されていたことになる。陸奥国の会津の勢力が下野国北部に侵攻する構図は、会津征伐において現実的なものとなっていた。従って『同』の筋書きは、近世の下野国北部の住人には、先祖の記憶と重なる、現実的な話として受容されるものだった。その場合、秀衡街道の由来たる秀衡本人は、陸奥・出羽国の伝承世界における公的な支配者像とは違い、南下する陸奥国勢力の長にして外患の基といった、負の要素を纏っていた可能性がある。

下野国の秀衡街道もまた、地域の歴史が問われた土地にあった。しかし名前は一緒でも、道路を取り巻く地域の歴史や地理環境の相

違、特に平泉藤原氏との関係により、道路名の由来となった彼らの姿は、陸奥・出羽両国のそれとは一致しない可能性が新たに浮上した。そうした意味で、地域伝承における平泉藤原氏像は、地域の歴史や、伝承を育んだ住人意識の一端を探る際の有効な道具といえるだろう。

おわりに

宮城県仙台市泉区上谷刈にある、水の森公園の敷地内にも秀衡街道がある（図5・写真3）。ただし当地の秀衡街道は、近世地誌では名称を確認できない。『安永風土記』（「上谷刈村」）には、上刈谷村の道路として、「一、国分福岡村根白石村并七北田田村江之道」と「一、御城下并黒川郡江之道」の二筋が載り、高倉淳氏は、うち後者を秀衡街道とする。ここからは上谷刈村が『安永風土記』の書出を制作した、安永六（一七七七）年段階では、秀衡街道の呼称は未だ現れていなかったことが判明する。また同氏は、天保四（一八三三）年作成の「御城下町割絵図」において、城下北部の北山輪王寺（仙台市青葉区北山）脇を通過する「一、御城下并黒川郡江之道」に「古海道」とある点を指摘、仙台城下建設による、新たな奥州街道創出以前の街道ゆえの名称ともしている。⁽³⁴⁾こちらは天保四年段階でも秀衡街道の名称が未誕生だった可能性。あるいは一本の道路全域が秀衡街道とされるのではなく、特定の一部の呼称だった可能性を示唆する。ちなみに明治八（一八七五）年から十八（一八八



写真3

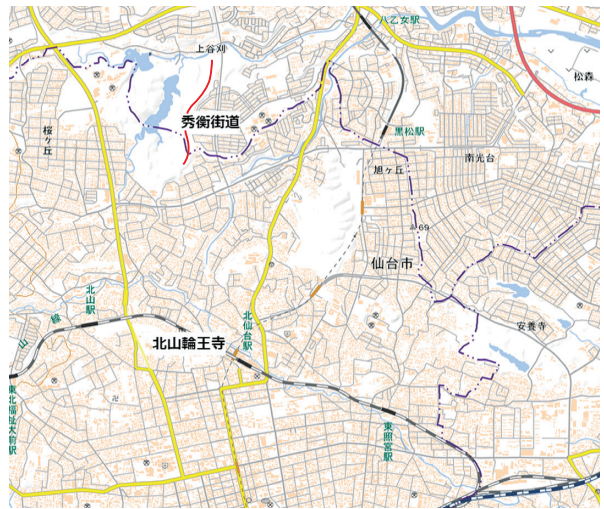


図5 ーが秀衡街道

五)年の間に作成された『皇国地誌附図』⁽³⁵⁾の「宮城県管割陸奥国宮城郡上谷刈村」には秀衡街道の名は現れない。

なお、昭和二十八(一九五三)年に出版された『七北田村史』には、中世前期の奥州街道は、荒巻(仙台市青葉区荒巻)―丸太沢(同市泉区上刈谷)―長命(同)―本七北田(同区野村)を通っていたとし、「今でも地方人はこの道を秀衡街道と称している」との記述がある。当該地域の全ての近世・近代資料を実見していないため、断定はできないが、現時点では秀衡街道の誕生時期は、明治初年以降昭和二十七年以前の間だった可能性を指摘しておく。⁽³⁶⁾本稿で検討した事例からは、秀衡街道が地域の持つ何らかの欠点を補完する役目を持つことが明らかになっている。で、あれば、当地の秀衡街道からは、近代初頭から戦後すぐにかけての時期に、地域に何らかの負の要素が見出され、その解消を願う意識が生まれていたとの解釈が引き出せる。この点、秀衡街道は近世のみならず、近現代の地域社会を探る際にも有効な道具になる。

ただし、秀衡街道を地域社会観察の道具として使いこなすには、道具としての精度の向上と、使用方法や使用対象をきちんと設定する作業が要る。それにはより多くの事例を集め、地域分析作業を続けていかなければならない。これを今後の課題として、本稿を終える。

註

- (1) 岡陽一郎『大道 鎌倉時代の幹線道路』歴史文化ライブラリー48
1、吉川弘文館、二〇一九。参照
- (2) 『日本昔話事典』弘文堂、一九七七。
- (3) 飯倉義之「愚か村話の近代——解釈する言説」の変遷」『口承文藝研究』二四、二〇〇一。
- (4) 前掲註3参照。
- (5) 服部英雄『峠の歴史学 古道をたずねて』朝日選書830朝日新聞社、二〇〇七。
- (6) テキストには『南部叢書』第五巻に収録のものを使用した。
- (7) テキストには沢内村郷土史シリーズ第九集『沢内風土記』（沢内村郷土史研究会、一九七六）を使用した。
- (8) 『湯田町』『岩手県の地名』日本歴史地名大系3
前掲註1参照。
- (9) 例えば『湯田町史』（上巻）『沢内村史』（上巻）は、道路の目的地を平泉とし、同氏関係者の利用を述べる。また当該道路に関する専著を物した相澤史郎氏も、道路名称や伝承を無批判で平泉藤原氏の時代としている（奥州・秀衡古道を歩く』光文社新書55、光文社二〇〇二）。
- (10) 岩手県教育委員会事務局文化課『岩手県文化財調査報告書78集 沢内街道 歴史の道調査報告書』一九八二。
- (11) 近世の沢内通を直接「愚か村」とする言は、管見の限りにおいては確認できていない。しかし当地の外部評価を検討する際、「愚か村」の地理的特徴との類似性は無視できない。
- (12) 『沢内村史』上巻
- (13) 前掲註13参照
- (14) 『沢内風土記』には、沢内にある片倉の地を、伊達氏家臣の片倉氏（一家、白石一万八千石）の先祖が出た土地とする話を取め、子積は古老の誤りかとしている。事の実否とは別に、ここからは名字と地名
- (15) の一致を根拠に、同地を東北一の大藩において、藩主の輔弼役の家として有名だった片倉氏と結びつけ、土地の評価を高めようという意図が想像できる。
- (16) 例えば藤原基衡を「匈奴無道」とする『台記』（仁平三年九月十四日条）や、秀衡を「奥州夷狄」とする『玉葉』（治承四年十二月四日条）など。
- (17) 本稿では『宮城県史』収録のものをテキストとして用いた。
- (18) 本稿では『菅江眞澄全集』第3巻日記 3（未來社、一九七二）に収録のものをテキストとした。
- (19) 文政十三（一八三〇）年に出版。テキストは石川謙編『日本教科書大系』往來編第10巻、地理（二）（講談社、一九六七）によった。
- (20) 近世のさまざまな媒体に、清衡から秀衡に至る三代を鎮守府將軍や陸奥守とする記述があるが、情報源は『吾妻鏡』文治五年九月七日条だろう。
- (21) これは出羽国側の呼称であり、陸奥国側での呼称ではないが、事件の舞台は出羽国内であるため、以下、出羽側の呼称を使う。
- (22) 当該事件については『尾花沢市史』上巻。『昭和五十六年度山形県歴史の道調査報告書 仙台街道』（山形県教育委員会、一九八二）を参照のこと。なお当該事件の名称は『尾花沢市史』によった。
- (23) 『尾花沢市史資料第八輯 宿駅・交通関係資料集』尾花沢市編纂委員会、一九八二。
- (24) テキストは針生宗伯編『那須拾遺記 付録志集』（中央印刷工業、一九七〇）によった。
- (25) 長谷川操『秀衡街道跡』を一部発掘『那須文化研究』十一、一九九七。なお、当該文献の入手に際しては、作新学院高等部教諭の高橋史朗氏のご協力を得た。この場を借りて感謝する。
- (26) 木本雅康『古代の道路事情』歴史文化ライブラリー108、吉川弘文館、二〇〇〇。
- (27) 例えば那須野ヶ原の道編集委員会『那須野ヶ原の道』（那須野ヶ原開拓史研究会、一九九二）など。

- (28) 前掲註27参照。
- (29) 『栃木県史』通史編4・近世。
- (30) 『栃木県史』史料編・近世四、六一七頁。事件の概要は『同』通史編4・近世を参照。
- (31) 『栃木県史』通史編3・中世。なお『那須記』のテキストは『同』史料編・中世五。に収録の『那須記』によった。
- (32) 徳田和夫・石井由紀夫『文治奥州軍記』解題『民俗と文献』第二輯、一九七五。なお、この記事は入間田宣夫氏も指摘している（同『伊達の平泉伝説』『中世文学』四十二、一九九七。後に同『中世奥羽の自己認識』（三弥井書店、二〇二二）に収録。
- (33) 入間田宣夫「源平合戦と那須一族」『栃木県立なす風土記の丘資料館平成十七年度企画展記念シンポジウム報告書 与一を生んだ那須とその時代』栃木県教育委員会・栃木県立なす風土記の丘資料館、二〇〇六。
- (34) 高倉淳『仙台領の街道』無明社出版、二〇〇六。
- (35) 『宮城県図書館蔵 絵図・地図解説目録』（宮城県図書館、一九九三）の解説による。
- (36) 前掲註34には、水の森公園内の秀衡街道について、「公園入り口の叢塚の前を通り過ぎると、現地の方々が命名した「秀衡街道」という標識に出合う」とある（傍線筆者）。傍線部の書き方から推して、当地の秀衡街道の命名は比較的新しいと予想する。